

# 仕 様 書

業 務 名 令和8年度鯖江市いきいき未来館管理・清掃業務委託  
 業 務 場 所 鯖江市定次町108番地 いきいき未来館  
 委 託 期 間 令和8年4月1日(水)～令和9年3月31日(水)

当該業務委託は、鯖江市いきいき未来館での施設管理および清掃業務である。下記に基づき、業務を行うものとする。

## 記

1. 業務終了時には、児童センター職員と引継ぎを行い、円滑な業務遂行に努めなければならない。
2. 業務の処理上、知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務を退いた後も同様とする。
3. 受託者は、就業を依頼した会員が何らかの事情により業務遂行ができなくなった場合、すみやかに代替会員を派遣するものとする。
4. 業務の執行に際して生じた損害経費は、受託者が負担するものとする。ただし、その責が発注者に帰する場合は、この限りでない。
5. 仕様書等に定めのない事項について疑義が生じた場合には、必要に応じて発注元担当職員と協議のうえ定めるものとする。
6. 業務内容については、別表のとおりとする。

## 別 表

業務種別	就業日時	業務内容
管理業務	業務時間 月曜日～金曜日 (ただし、休館日は除く) 4時間×241日 (9:00～13:00)  ただし、児童の長期休暇の期間(夏休み・冬休み・春休み)に関しては業務の開始時間を早めることができる。	○施設の開錠 ○電灯・冷暖房機器等の点灯及び消灯 ○火気及び施設、設備、備品などの点検、管理 ○利用者の受付、応対、日誌の記入誘導 ○来館者および電話の対応 ○施設利用者の事故等に対する処遇および連絡 ○施設管理日誌の記載 ○その他  ○和室・洋室・事務室・ホール モップでのホコリ取り、水拭き掃除 ○学習室・遊戯室
清掃業務	*休館日 毎週日曜日、祝日、年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)	○使用前に清掃 ○シンクの掃除 ○トイレの便器 トイレ用洗剤を使い念入りに清掃 ○トイレの床 水拭き掃除 ○トイレトペーパーの補充と在庫管理 ○玄関・スロープ・階段・外回り 掃き掃除 ○下駄箱 掃き、拭き掃除 ○花壇の草むしり・水遣り(適時) ○窓拭き(適時) ○ゴミの始末 ○その他